

標津町指定ごみ袋 改定等の概要について

①旧袋の使用期限について

- 燃やせるごみ（ピンク）、燃やせないごみ（緑）
の指定袋は令和 7 年 7 月 1 日以降使用できません
- 空き缶（黄）、びん（茶）、容器包装プラ（オレンジ）
容器包装紙（灰）、ペット・発泡・白トレー（赤）
事業所用可燃ごみ（白）、事業所用不燃ごみ（青）
の指定袋はお手持ちの袋が無くなるまで使えます

②分別等の主な変更点について

- 現行の指定袋は、一般・事業所共通で燃やせるごみ（黄）
燃やせないごみ（青）です
- 資源ごみ指定袋の新規販売は終了しましたので、透明または
半透明の容量 20ℓ～45ℓの市販袋を使用ください
（びんは 20ℓまで）
- 資源ごみ袋に、レジ袋（商品購入時に配布または購入した
袋）は一切使用できません。（容量 20ℓ～45ℓかつ透明ま
たは半透明の条件を満たすレジ袋形の袋を購入して使用い
ただくのは大丈夫です）
- ペットボトルと白トレー・発泡の区分が別になりました
- スプレー缶、カセットガス缶の区 分が、燃やせないごみ
から危険ごみとなりました
- 詳しくは右の QR コードから
町ホームページをご覧ください



問合先：標津町役場住民生活課 環境衛生担当 ☎85-7243

資源ごみ袋の色・サイズに注意！

令和7年4月から、資源ごみの廃棄に関して、これまでの指定袋を廃止し、20ℓから45ℓかつ透明・半透明の市販袋（びんは20ℓに限る）を使用いただく形に変更となりましたが、一部の方が条件を満たさない袋を使用され、収集の妨げとなっています。

特に、中身の見えづらい乳白色等のレジ袋で出されている例が多く、**中身が見えづらい袋は、内容物の判別や、危険物等の混入確認ができないため、収集できません。**

改めて正しい袋の条件をお知らせしますので、町民皆様のご協力をお願いいたします。

■資源ごみの分別方法

分別区分	内 容
空缶	■分別方法 左記分別区分ごとに分別して袋に入れてください ※「ペットボトル」と「白トレー・発泡スチロール」は別区分です ※袋に入らない発泡スチロール箱は、ひもで束ねて出しても構いません ■使用可能な袋 ▶透明または半透明とパッケージに記載のある市販ポリ袋 ※ 白、乳白、半透明ホワイト、白半透明等の中身が見えにくい袋やレジ袋は使用できません ※紙袋や土のう袋など、ポリ袋以外の袋は使えません ▶袋サイズ 概ね20ℓから45ℓ（びんは20ℓのみ） ※ 20ℓ以下の小袋や45ℓを超える大型の袋は使用できません
びん	
ペットボトル	
白トレー 発泡スチロール	
容器包装（プラ）	
容器包装（紙）	

※**袋の口を十字に縛って、袋が破れないよう**ステーションに入れてください

※資源ごみを束ねる際、ガムテープ等のテープ類は使用しないでください

※**レジ袋（商品購入時に配布または購入した袋）は資源ごみ廃棄には一切使用できません。**（容量20ℓ～45ℓかつ透明または半透明の条件を満たすレジ袋形の袋を購入して使用いただくのは大丈夫です）

※資源ごみの2重袋（小袋に入れたごみを袋に入れて捨てる行為）は、内容物の確認が困難になるため行わないでください

半透明 ○

乳白 ×

